

熊本市上下水道局工事技術検査要領

制定 令和 2 年 6 月 1 日上下水道事業管理者決裁
改正 令和 6 年 4 月 1 日計画調整課長決裁

熊本市上下水道局の工事に係る技術検査については、熊本市工事技術検査要領（令和2年3月27日総務局長決裁）の規定を準用する。この場合において、同要領第1条中「熊本市」とあるのは「熊本市上下水道局」と、同要領第3条中「熊本市工事検査規程」とあるのは「熊本市上下水道局工事検査要綱（平成21年4月1日上下水道事業管理者決裁）の規定により準用する熊本市工事検査規程」と、同要領第4条第2項及び第7条中「主査」とあるのは「総括監督員」と、同要領第5条、第8条及び様式第1号中「検査室長」とあるのは「技術監理室長又は工事検査主幹（その本務が総務局契約監理部技術管理課検査室長の職にあるもの）」と、同要領第7条中「別に定める熊本市請負工事成績評定要領」とあるのは「熊本市上下水道局請負工事成績評定要領（平成16年7月7日水道事業管理者決裁）の規定により準用する熊本市請負工事成績評定要領」と、同要領附則中「令和2年4月1日」とあるのは「令和2年6月1日」と、同要領様式第2号中「熊本市技術管理課検査室長」とあるのは「熊本市上下水道局（技術監理室長・工事検査主幹）」と、「熊本市工事技術検査要領」とあるのは「熊本市上下水道局工事技術検査要領」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。